

福岡県公報

平成30年2月2日
第3963号

目次

告示(第72号-第87号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○福岡県営都市公園に係る使用料の徴収事務の委託	(公園街路課)	4
○県営住宅の名称及び位置	(県営住宅課)	4
○福岡県営都市公園に係る使用料の徴収事務の委託	(文化財保護課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
公 告		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(情報政策課)	9
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出		

○土地改良区の清算人の退任	(中小企業振興課)	10
○土地区画整理組合の設立の認可	(農村森林整備課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
	(都市計画課)	11

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	11
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	12
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課)	12

内水面漁場管理委員会

○室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(漁業管理課)	13
○筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間	(漁業管理課)	13
○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示	(漁業管理課)	13
○ブルーギルの駆除推進水域の指定	(漁業管理課)	13

雑 報

○平成29年度行政書士試験の合格者の発表	(市町村支援課)	14
----------------------	----------	----

再 掲

○福岡県議会議員補欠選挙を行うべき事由の発生	(市町村支援課)	14
------------------------	----------	----

告 示

福岡県告示第72号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成24年3月福岡県告示第641号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
花の木(f), (d)	糟屋郡宇美町貴船二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第73号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第642号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
花の木(f), (d)	糟屋郡宇美町貴船二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第74号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-------	---------------------

花の木(f), (d)	糟屋郡宇美町貴船二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
-------------	-----------------------------	---------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第75号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
花の木(f), (d)	糟屋郡宇美町貴船二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第76号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
童子丸一丁目-2	北九州市若松区童子丸一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第77号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
童子丸一丁目-2	北九州市若松区童子丸一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	赤池線 糸田線	前	田川郡福智町神崎1903番1先から 田川郡福智町神崎95番3先まで	6.6 ～ 8.5	182.3
			後	田川郡福智町神崎1903番1先から 田川郡福智町神崎95番3先まで	8.9 ～ 21.0	

福岡県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	池尻 停車場線	前	田川郡川崎町大字池尻345番6先から 田川郡川崎町大字池尻347番2先まで	5.5 ～ 8.3	40.0
			後	田川郡川崎町大字池尻345番6先から 田川郡川崎町大字池尻347番2先まで	6.0 ～ 8.3	

福岡県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	南関 大牟田北線	前	大牟田市大字四ヶ2番1先から 大牟田市大字上内1179番1先まで	15.0 ～ 17.0	497.5

		後	大牟田市大字四ヶ2番1先から 大牟田市大字上内1179番1先まで	44.0 ～ 66.0	497.5
--	--	---	-------------------------------------	-------------------	-------

福岡県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年2月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	竹野線 志塚島	久留米市田主丸町以真恵209番3先から 久留米市田主丸町以真恵362番1先まで

福岡県告示第82号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営都市公園に係る使用料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
東公園	福岡市博多区板付五丁目11番2号	東洋緑地建設株式会社	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
西公園	福岡市中央区大名一丁目4番1号	にしてつグループ公園管理団体（代表団体株式会社西鉄グリーン土木）	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
大濠公園（大濠公園能楽堂を除く。）			

名島運動公園	宗像市日の里二丁目11番地1	宗像緑地建設株式会社	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
天神中央公園（旧福岡県公会堂貴賓館を除く。）	福岡市城南区梅林四丁目11番12号	株式会社福岡植木	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
春日公園	福岡市南区長丘三丁目13番27号	木下緑化建設株式会社	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

福岡県告示第83号

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第3条第2項の規定により次のように県営住宅の名称及び位置を定めたので、公示する。

県営住宅の名称及び位置（平成29年1月福岡県告示第22号）は、平成30年2月1日限り廃止する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

名称	位置
福岡県営田ノ浦住宅	北九州市門司区
福岡県営新開住宅	北九州市門司区
福岡県営大里住宅	北九州市門司区
福岡県営藤ノ木住宅	北九州市若松区
福岡県営二島住宅	北九州市若松区
福岡県営高須住宅	北九州市若松区
福岡県営久岐の浜住宅	北九州市若松区
福岡県営桜ヶ丘住宅	北九州市戸畑区
福岡県営椎ノ木谷住宅	北九州市戸畑区
福岡県営高峰住宅	北九州市戸畑区
福岡県営新池住宅	北九州市戸畑区
福岡県営高坊住宅	北九州市小倉北区

福岡県営足原住宅	北九州市小倉北区
福岡県営延命寺住宅	北九州市小倉北区
福岡県営吉田住宅	北九州市小倉南区
福岡県営日豊住宅	北九州市小倉南区
福岡県営枝光住宅	北九州市八幡東区
福岡県営春ノ町住宅	北九州市八幡東区
福岡県営南八千代住宅	北九州市八幡西区
福岡県営大原住宅	北九州市八幡西区
福岡県営水三番住宅	北九州市八幡西区
福岡県営本城住宅	北九州市八幡西区
福岡県営折尾東住宅	北九州市八幡西区
福岡県営浅川住宅	北九州市八幡西区
福岡県営本城西住宅	北九州市八幡西区
福岡県営御幸町住宅	福岡市東区
福岡県営浜男住宅	福岡市東区
福岡県営松崎住宅	福岡市東区
福岡県営浜松住宅	福岡市東区
福岡県営城浜住宅	福岡市東区
福岡県営西戸崎住宅	福岡市東区
福岡県営香椎浜住宅	福岡市東区
福岡県営高須磨住宅	福岡市東区
福岡県営東箱崎住宅	福岡市東区
福岡県営東領住宅	福岡市博多区
福岡県営東領第二住宅	福岡市博多区
福岡県営上牟田住宅	福岡市博多区
福岡県営月隈住宅	福岡市博多区
福岡県営板付住宅	福岡市博多区
福岡県営千代住宅	福岡市博多区
福岡県営鳥飼住宅	福岡市中央区

福岡県営旭ヶ丘住宅	福岡市南区
福岡県営老司住宅	福岡市南区
福岡県営壱岐住宅	福岡市西区
福岡県営玄界小浜住宅	福岡市西区
福岡県営内野住宅	福岡市早良区
福岡県営天領住宅	大牟田市
福岡県営龍湖瀬住宅	大牟田市
福岡県営新町住宅	大牟田市
福岡県営平ノ下住宅	大牟田市
福岡県営久福木住宅	大牟田市
福岡県営辻の前住宅	大牟田市
福岡県営開田住宅	大牟田市
福岡県営高泉住宅	大牟田市
福岡県営黒崎住宅	大牟田市
福岡県営小浜住宅	大牟田市
福岡県営小浜第二住宅	大牟田市
福岡県営平野山住宅	大牟田市
福岡県営牟田山住宅	久留米市
福岡県営西町住宅	久留米市
福岡県営合川住宅	久留米市
福岡県営南町住宅	久留米市
福岡県営花園住宅	久留米市
福岡県営津福住宅	久留米市
福岡県営高良内住宅	久留米市
福岡県営与田住宅	久留米市
福岡県営梅林住宅	久留米市
福岡県営田主丸住宅	久留米市
福岡県営宮の陣住宅	久留米市
福岡県営津福今町住宅	久留米市

福岡県営東合川住宅	久留米市
福岡県営大善寺住宅	久留米市
福岡県営小森野住宅	久留米市
福岡県営城島住宅	久留米市
福岡県営林光寺住宅	直方市
福岡県営頓野住宅	直方市
福岡県営鯨田住宅	飯塚市
福岡県営清水谷住宅	飯塚市
福岡県営相田住宅	飯塚市
福岡県営天道住宅	飯塚市
福岡県営彼岸原住宅	飯塚市
福岡県営有安住宅	飯塚市
福岡県営有安第二住宅	飯塚市
福岡県営立住宅	飯塚市
福岡県営額田中央住宅	飯塚市
福岡県営愛宕住宅	飯塚市
福岡県営明星寺住宅	飯塚市
福岡県営花瀬住宅	飯塚市
福岡県営伊田原住宅	田川市
福岡県営夏吉住宅	田川市
福岡県営小松原住宅	田川市
福岡県営大浦住宅	田川市
福岡県営田川中央住宅	田川市
福岡県営あさひ台住宅	田川市
福岡県営城山住宅	田川市
福岡県営佃住宅	柳川市
福岡県営蒲池住宅	柳川市
福岡県営矢留住宅	柳川市
福岡県営南馬場住宅	八女市

福岡県営宅間田住宅	八女市
福岡県営花宗橋住宅	八女市
福岡県営山崎住宅	八女市
福岡県営兼松住宅	八女市
福岡県営ゆいのもり住宅	八女市
福岡県営久富住宅	筑後市
福岡県営長浜住宅	筑後市
福岡県営赤坂住宅	筑後市
福岡県営高銭野住宅	筑後市
福岡県営大坪住宅	大川市
福岡県営小保住宅	大川市
福岡県営行事住宅	行橋市
福岡県営大橋住宅	行橋市
福岡県営中津熊住宅	行橋市
福岡県営金屋住宅	行橋市
福岡県営新地住宅	行橋市
福岡県営豊住宅	行橋市
福岡県営青豊住宅	豊前市
福岡県営宇島住宅	豊前市
福岡県営三毛門住宅	豊前市
福岡県営松ヶ岡住宅	中間市
福岡県営池田住宅	中間市
福岡県営中鶴住宅	中間市
福岡県営あさぎり住宅	中間市
福岡県営大根土住宅	中間市
福岡県営開住宅	小郡市
福岡県営寺福童住宅	小郡市
福岡県営若山住宅	小郡市
福岡県営塔ノ原住宅	筑紫野市

福岡県営宝満荘住宅	筑紫野市
福岡県営二日市住宅	筑紫野市
福岡県営日の出町住宅	春日市
福岡県営竹ノ本住宅	春日市
福岡県営山田住宅	大野城市
福岡県営月の浦住宅	大野城市
福岡県営東郷住宅	宗像市
福岡県営鐘崎住宅	宗像市
福岡県営大島住宅	宗像市
福岡県営神湊住宅	宗像市
福岡県営深浜住宅	宗像市
福岡県営東浜山住宅	古賀市
福岡県営さや住宅	古賀市
福岡県営福岡住宅	福津市
福岡県営東福岡住宅	福津市
福岡県営一ノ瀬住宅	うきは市
福岡県営うきは住宅	うきは市
福岡県営蓮町住宅	うきは市
福岡県営長井鶴住宅	宮若市
福岡県営金丸住宅	宮若市
福岡県営宮田住宅	宮若市
福岡県営ゆうひが丘住宅	嘉麻市
福岡県営山野住宅	嘉麻市
福岡県営鴨生住宅	嘉麻市
福岡県営漆生住宅	嘉麻市
福岡県営北斗台住宅	嘉麻市
福岡県営鴨生藤見台住宅	嘉麻市
福岡県営山野東住宅	嘉麻市
福岡県営又原住宅	朝倉市

福岡県営頓田住宅	朝倉市
福岡県営鳩胸住宅	朝倉市
福岡県営比良松住宅	朝倉市
福岡県営恵比須住宅	朝倉市
福岡県営下小川住宅	みやま市
福岡県営渡瀬住宅	みやま市
福岡県営前原住宅	糸島市
福岡県営有田住宅	糸島市
福岡県営飛嶽住宅	糟屋郡宇美町
福岡県営坂瀬住宅	糟屋郡志免町
福岡県営志免松ヶ丘住宅	糟屋郡志免町
福岡県営川子住宅	糟屋郡須恵町
福岡県営芦屋住宅	遠賀郡芦屋町
福岡県営大君住宅	遠賀郡芦屋町
福岡県営頃末住宅	遠賀郡水巻町
福岡県営古賀住宅	遠賀郡水巻町
福岡県営おかの台住宅	遠賀郡水巻町
福岡県営三吉住宅	遠賀郡岡垣町
福岡県営遠賀住宅	遠賀郡遠賀町
福岡県営勝野住宅	鞍手郡小竹町
福岡県営八尋住宅	鞍手郡鞍手町
福岡県営倉坂住宅	鞍手郡鞍手町
福岡県営土師住宅	嘉穂郡桂川町
福岡県営貴船住宅	嘉穂郡桂川町
福岡県営泉ヶ丘住宅	嘉穂郡桂川町
福岡県営下高場住宅	朝倉郡筑前町
福岡県営菊池住宅	三井郡大刀洗町
福岡県営大木住宅	三潞郡大木町
福岡県営須川住宅	田川郡香春町

福岡県営峰地住宅	田川郡添田町
福岡県営宮床住宅	田川郡糸田町
福岡県営丸山住宅	田川郡川崎町
福岡県営池尻住宅	田川郡川崎町
福岡県営西川崎住宅	田川郡川崎町
福岡県営西本町住宅	田川郡川崎町
福岡県営東洋住宅	田川郡川崎町
福岡県営田原住宅	田川郡川崎町
福岡県営五ヶ辻住宅	田川郡赤村
福岡県営赤池住宅	田川郡福智町
福岡県営板屋住宅	田川郡福智町
福岡県営金田住宅	田川郡福智町
福岡県営方城住宅	田川郡福智町
福岡県営尾倉住宅	京都郡苅田町
福岡県営幸町住宅	京都郡苅田町
福岡県営向山住宅	京都郡苅田町
福岡県営小長田住宅	京都郡みやこ町
福岡県営徳永住宅	京都郡みやこ町
福岡県営今里住宅	京都郡みやこ町
福岡県営のぞみヶ丘住宅	京都郡みやこ町
福岡県営直江住宅	築上郡吉富町
福岡県営小犬丸住宅	築上郡吉富町
福岡県営下唐原住宅	築上郡上毛町
福岡県営椎田住宅	築上郡築上町
福岡県営築城住宅	築上郡築上町
福岡県営中ノ原住宅	築上郡築上町

福岡県告示第84号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営都

市公園に係る使用料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		委託期間
	所在地	名称	
旧福岡県公会堂貴賓館	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	株式会社日比谷花壇	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

福岡県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	赤池田線	前	田川郡糸田町2518番1先から 田川郡糸田町1655番1先まで	9.0 ～ 142.0	215.0
			後	田川郡糸田町2518番1先から 田川郡糸田町1655番1先まで	8.6 ～ 24.4	

福岡県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年2月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米小郡線	小郡市祇園二丁目7番4先から 小郡市小郡868番5先まで

福岡県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
飯塚	県道	ロノ原稲築線	前	嘉麻市岩崎866番6先から 嘉麻市岩崎1005番1先まで	10.3 ～ 21.1	66.0	
			前	嘉麻市鴨生409番1先から 嘉麻市岩崎1232番14先まで	9.0 ～ 30.6	1,522.4	うち県道飯塚山田線重用延長649.4メートル
			後	嘉麻市鴨生409番1先から 嘉麻市岩崎1232番14先まで	9.0 ～ 30.6	1,522.4	うち県道飯塚山田線重用延長649.4メートル

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年福岡県規則第45号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部情報政策課に備え置きます。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（平成29年福岡県条例第39号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成30年2月2日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年1月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン甘木ショッピングセンター

(2) 所在地 朝倉市大字甘木字岩入384 外

3 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 山口 聡一

(変更後) 代表取締役 柴田 祐司

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 他24社	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 他21社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年1月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン甘木ショッピングセンター

(2) 所在地 朝倉市大字甘木字岩入384 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐車場No.1	564台	駐車場No.1	260台
駐車場No.2	77台	駐車場No.2	74台
駐車場No.3	399台	駐車場No.3	385台
合計	1,040台	合計	719台

公告

解散した清算法人伊良原土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
長野 光憲	京都府みやこ町犀川下伊良原1459番地1
阿部 和夫	京都府みやこ町犀川鑑畑382番地
久保田 剛	京都府みやこ町犀川帆柱664番地
田中 鉄馬	京都府みやこ町犀川上伊良原426番地1
原田 眞澄	京都府みやこ町犀川上伊良原223番地3

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により次のように公告する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

1 組合の名称

古賀市玄望園土地区画整理組合

2 事業施行期間

この公告の日から平成33年3月31日まで

- 3 施行地区
古賀市筵内字且ノ原、字湯釜、字田倉及び字辰ヶ元の各一部
- 4 事務所の所在地
古賀市筵内1012番地
- 5 設立認可の年月日
平成30年1月22日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
組合事務所の掲示場及び古賀市役所の掲示場に掲示する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡岡垣町大字海老津1676番1から1676番31まで、1755番の一部及び1810番2から1810番8まで並びに字神田562番1から562番41まで、569番1から569番19まで、571番1の一部、571番2の一部、575番1から575番3まで、576番1から576番43まで及び582番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号
辰巳開発株式会社
代表取締役 今村 重記

公安委員会

福岡県公安委員会告示第25号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟

銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年2月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時
平成30年3月22日（木） 午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所
福岡県久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、

その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第26号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年2月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成30年3月9日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署 会議室	戸畑警察署
平成30年3月16日（金） 午後1時30分～午後4時30分	小郡市大板井234番地1 小郡警察署 会議室	小郡警察署
平成30年3月23日（金） 午後1時30分～午後4時30分	糸島市前原中央一丁目6番1号 糸島警察署 会議室	糸島警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第27号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成30年2月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成30年4月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成30年4月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
平成30年4月19日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成30年4月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の

練習をするように努めること。

- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第4条に基づくしろうおやなによる採捕、同規則第43条に基づく試験研究等の採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

平成30年2月2日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 勝 良

- 1 禁止区域
室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域
イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線
ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線
- 2 禁止期間
平成30年3月1日から平成30年5月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、アユのそ上の保護を図るため、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

平成30年2月2日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 勝 良

- 1 禁止区域
筑後川本流のうち、久留米市小森野堰上流端より上流20mから同堰下流端より下流100メートルまでの区域
- 2 禁止期間
平成30年3月1日から平成30年5月19日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成30年2月2日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 勝 良

- 1 指示の内容
次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りでない。
 - (1) 県内外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面で採捕されたコイ
 - (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場等で養殖又は飼育されたコイ
 - (3) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ
- 2 指示の期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会告示第2号

筑後川水系、矢部川水系、今川水系及び祇川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、これらの水域において次の取組を行う。

平成30年2月2日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 勝 良

- 1 取組内容

漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動の実施

2 取組期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

雑報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成29年度行政書士試験（平成29年11月12日実施）の合格者を平成30年1月31日に次のように発表したので、お知らせします。

平成30年2月2日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯部 力

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
7910002	7910239	7910484	7910844	7911324
7910003	7910243	7910492	7910878	7911325
7910006	7910252	7910521	7910885	7911328
7910007	7910262	7910529	7910887	7911353
7910011	7910263	7910533	7910888	7911365
7910029	7910267	7910534	7910892	7911368
7910033	7910276	7910547	7910901	7911421
7910035	7910280	7910555	7910911	7911456
7910037	7910289	7910560	7910918	7911482
7910042	7910291	7910563	7910927	7911489
7910047	7910292	7910565	7910934	7911499
7910058	7910293	7910570	7910966	7911525
7910061	7910295	7910576	7910972	7911550
7910084	7910309	7910581	7910989	7911579
7910090	7910317	7910582	7911033	7911582
7910092	7910320	7910596	7911038	7911587
7910103	7910322	7910599	7911040	7911589
7910124	7910330	7910617	7911048	7911609
7910130	7910336	7910639	7911058	7911631
7910138	7910353	7910655	7911064	7911641
7910139	7910361	7910657	7911066	7911643
7910143	7910366	7910680	7911078	7911681
7910144	7910367	7910696	7911086	7911690
7910145	7910375	7910698	7911104	7911733

7910150	7910379	7910700	7911112	7911749
7910152	7910386	7910704	7911113	7911754
7910160	7910387	7910717	7911134	7911757
7910161	7910389	7910728	7911147	7911774
7910163	7910394	7910733	7911154	7911833
7910164	7910399	7910734	7911160	7911853
7910172	7910403	7910735	7911188	7911856
7910175	7910405	7910738	7911202	7911864
7910179	7910418	7910744	7911229	7911866
7910181	7910422	7910749	7911231	7911892
7910183	7910423	7910757	7911245	7911895
7910184	7910425	7910760	7911248	7911900
7910195	7910447	7910777	7911252	7911916
7910205	7910449	7910795	7911277	7911917
7910212	7910463	7910813	7911285	7911937
7910213	7910467	7910823	7911293	7912009
7910219	7910469	7910837	7911300	7912013
7910221	7910475	7910841	7911309	

再掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県選挙管理委員会告示第18号

平成30年1月23日、福岡県議会議員補欠選挙（嘉麻市選挙区）を行うべき事由が生じたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第19項第6号及び同法第199条の5第4項第6号の規定により告示する。

平成30年1月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己